## 【本府関係等】

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) (第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

		I+	믜		第			<u></u>	=1	——————————————————————————————————————			ı–	第一			
第四十三条の三 警見総監又は首守長警察本部長よ、寺定作営利舌動去人こ	(所轄庁への意見)	は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。	号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又	三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四	第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第	(意見聴取)	府令で定めるもの	八   心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣	三子五 (略)	二 (略)	(削る)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	になることができない。	第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員	(役員の欠格事由)	改 正 案	
第四十三条の三   警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人	(所轄庁への意見)	総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。	第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視	第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条	第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項	(意見聴取)		(新設)	四个六 (略)	三 (略)	二 破産者で復権を得ないもの	成年被後見人又は被保佐人	員になることができない。	第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役	(役員の欠格事由)	現	

意見を述べることができる。

・は指置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨のる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当のいて第二十条第四号に該当すると疑うに足り

、その旨の意見を述べることができる。 して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し に足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対 について第二十条第五号に該当すると疑う について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足